

令和7年度エネルギー需給統計整備等調査事業（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年5月29日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
長 官 官 房
総務課戦略企画室

資源エネルギー庁では、令和7年度エネルギー需給統計整備等調査事業（エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1の登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

地球温暖化問題への対応のため、我が国の二酸化炭素排出の約9割を占めるエネルギー消費について効果的な施策を立案していくためには、エネルギー消費実態の把握が必要不可欠である。

本事業では、エネルギーを消費する事業者に対する調査を体系的に行い、エネルギーの消費実態を把握する。特に、エネルギー消費実態の把握が比較的難しい分野（業務部門、中小製造業等）に重点を置いて、エネルギーの消費実態に関する調査を行い「エネルギー消費統計」を正確かつ定められた期日内に迅速に作成・公表する。

併せて、統計精度の更なる精緻化に向けた検討を実施する。集計結果を踏まえながら、現状の標本設計、集計方法、調査事項等进行分析し、以降の調査実施にフィードバックさせることで継続的な精度向上を目指す。

本事業は、エネルギー消費統計を整備し、総合エネルギー統計への組み込みを行うことで、国連への我が国の温室効果ガス排出量の報告や、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告の精緻化を図ることを目的として実施するものである。

(2) 事業の具体的内容

別紙（仕様書）参照のこと

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業の実施には、以下のような業務経験・専門的知見・ノウハウ・特殊な技能を組織として一体的に有していることが求められる。

- ①エネルギー消費統計調査は、その実施に当たり、統計法に基づき中立性・信頼性の確保、個人・法人等に関する秘密の保護等が求められていることから、政府が実施する公的統計調査の集計に係る事業の受注実績を有していること。
- ②エネルギー・環境分野に関する広範な知見を有し、かつエネルギー源（石炭、石油、ガス、電力、熱供給等）に関する専門的知識を有していること。
- ③標本調査（サンプル調査）の理論を熟知していること。かつこれを集計及び標本設計（層化抽出法）において効率的に実装・処理する遂行能力・受注実績を有していること。
- ④調査対象事業者10万件超のデータを扱い、これら大量データを高度な集計手法を用いて短期間（約1ヶ月）で集計、集計結果の適否、不具合を検知した場合の要因分析と再集計、結果分析と資料作成を行えること。
- ⑤総合エネルギー統計（エネルギーバランス表）の構造・仕組みを理解し、エネルギー消費統計の集計結果が与える影響や、相互の関連を熟知した上でエネルギー消費統計調査の精度向上のために有用な提言ができること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和7年6月2日（月）12

時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年6月2日（月）17時00分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することを行い、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執

行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託先の業務執行管理（進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・ 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９３１ 東京都千代田区霞が関１－３－１
 経済産業省 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室 齋藤宛て
 TEL ０３－３５０１－１５１１（内線４４２３）

E-mail saito-takashi@meti.go.jp
※郵送または E-mail にてご提出願います。

6. 提出期限

令和7年6月18日（水）12：00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります